

固定資産の課税標準の特例について

次の地方税法等に規定される一定の要件を満たす固定資産については、課税標準の特例が適用されます。決定された価格に特例割合を乗じたものが課税標準額となり、固定資産税の負担が軽減されます。

<課税標準の特例一覧>

対象資産	資産の例	対象固定資産			取得時期 の要件	適用期間	特例 割合	根拠法令	
		土地	家屋	償却 資産				地方税法	市条例
家庭的保育事業	家庭的保育事業の用に供する資産		○	○	H29.4.1～	期限なし	1/2	地方税法第349条の3第27項	八街市税条例第61条の2第1項
居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業の用に供する資産		○	○	H29.4.1～	期限なし	1/2	地方税法第349条の3第28項	八街市税条例第61条の2第2項
事業所内保育事業	事業所内保育事業に供する資産（利用定員が1人以上5人以下）		○	○	H29.4.1～	期限なし	1/2	地方税法第349条の3第29項	八街市税条例第61条の2第3項
公害防止用設備	汚水または、廃液処理施設			○	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし	1/3	地方税法附則第15条第2項第1号	八街市税条例附則第9条の2第1項
	下水道除外施設			○	R4.4.1～ R6.3.31	期限なし	3/4	地方税法附則第15条第2項第5号	八街市税条例附則第9条の2第2項
再生可能エネルギー発電設備 （太陽光発電設備は、再生可能エネルギー事業者支援事業補助を受けた自家消費型が対象で、固定価格買取制度の認定設備は対象外。その他の設備は、固定価格買取制度の認定を受けた設備が対象。）	太陽光発電設備（1,000kW未満）			○	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	地方税法附則第15条第26項第1号イ	八街市税条例附則第9条の2第3項
	風力発電設備（20kW以上）			○	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	地方税法附則第15条第26項第1号ロ	八街市税条例附則第9条の2第4項
	地熱発電設備（1,000kW未満）			○	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	地方税法附則第15条第26項第1号ハ	八街市税条例附則第9条の2第5項
	バイオマス発電設備（10,000kW以上20,000kW未満）			○	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	地方税法附則第15条第26項第1号ニ	八街市税条例附則第9条の2第6項
	太陽光発電設備（1,000kW以上）			○	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	3/4	地方税法附則第15条第26項第2号イ	八街市税条例附則第9条の2第7項
	風力発電設備（20kW未満）			○	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	3/4	地方税法附則第15条第26項第2号ロ	八街市税条例附則第9条の2第8項
	水力発電設備（5,000kW以上）			○	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	2/3	地方税法附則第15条第26項第2号ハ	八街市税条例附則第9条の2第9項
	水力発電設備（5,000kW未満）			○	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	1/2	地方税法附則第15条第26項第3号イ	八街市税条例附則第9条の2第10項
	地熱発電設備（1,000kW以上）			○	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	1/2	地方税法附則第15条第26項第3号ロ	八街市税条例附則第9条の2第11項
先端設備等	バイオマス発電設備（10,000kW未満）			○	R2.4.1～ R6.3.31	3年間	1/2	地方税法附則第15条第26項第3号ハ	八街市税条例附則第9条の2第12項
	防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機等			○	H29.4.1～ R5.3.31	5年間	2/3	地方税法附則第15条第29項	八街市税条例附則第9条の2第13項
企業主導型保育事業	企業主導型保育事業の用に供する資産	○	○	○	H29.4.1～ R5.3.31	5年間	1/2	地方税法附則第15条第33項	八街市税条例附則第9条の2第14項
サービス付き高齢者賃貸住宅	サービス付き高齢者向け賃貸住宅		○		H27.4.1～ R5.3.31	5年間	2/3	地方税法附則第15条の8第2項	八街市税条例附則第9条の2第15項
先端設備等	先端設備等導入計画に記載の生産性向上要件を満たす機械及び装置等			○	H30.6.6～ R5.3.31	3年間	0	地方税法附則第64条	八街市税条例附則第9条の2第16項
	先端設備等導入計画に記載の要件を満たす事業用家屋(※1)及び構築物		○	○	R2.4.30～ R5.3.31				

※1 事業用家屋は、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

※2 都市計画税についても特例の対象となります（償却資産は除く）